

『指定短期入所生活介護』

重要事項説明書

社会福祉法人 清風福祉会
特別養護老人ホーム 恵愛荘

令和6年8月1日

『指定短期入所生活介護』重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています
(茨城県指定 第0874300213号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを
次の通り説明します。

※当施設への短期入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」と
認定された方が対象となります。

1. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 1 -
2. 事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 2 -
3. 職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 3 -
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・・・・・・・ - 4 -
5. 苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 6 -

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 清風福祉会
- (2) 法人住所 〒306-0515 茨城県坂東市沓掛337番地
- (3) TEL/FAX TEL:0297-44-3320/FAX:0297-44-3324
- (4) 代表者氏名 田中 敏男
- (5) 設立年月 昭和47年6月12日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護支援事業所:平成12年4月1日指定
茨城県0874300213号
※当事業所は特別養護老人ホーム恵愛荘に併設されています
- (2) 事業所の目的 社会福祉法人清風福祉会が開設する特別養護老人ホーム恵愛荘短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の生活相談員、看護師及び介護職員等(以下「短期入所生活介護員等」という。)が要介護状態又は高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。
- (3) 施設の名称 指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 恵愛荘
- (4) 施設の所在地 茨城県坂東市沓掛337番地
- (5) TEL/FAX TEL:0297-44-3320/FAX:0297-44-3324
- (6) 事業所長(管理者) 田中 敏男
- (7) 当施設の運営方針 事業所の短期入所生活介護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (8) 開設年月 平成12年 4月 1日
- (9) 営業及び営業時間
- | | |
|------|-------------|
| 営業日 | 年中無休 |
| 受付時間 | 午前8時30～午後5時 |
- (10) 利用定員 事業所の定員は4名とする 但し、空床も行うこととする
- (11) 通常の事業実施区域 坂東市 他 近隣市町村

(12)居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています
(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類		室数	備考
1 F	1人部屋(個室)	4室	収納家具、洗面所付
	2人部屋	6室	収納家具、洗面所付
2 F	1人部屋(ショート)	2室	収納家具、洗面所付・・・[平成22年10月20日付変更]
	1人部屋(個室)	14室	収納家具、洗面所付
	2人部屋	10室	収納家具、洗面所付
3 F	4人部屋	2室	収納家具、洗面所付
	1人部屋(ショート)	2室	収納家具、洗面所付・・・[平成22年10月20日付変更]
	1人部屋(個室)	14室	収納家具、洗面所付
	2人部屋	14室	収納家具、洗面所付
静養室		1室	健康相談室(医務室)隣接
浴室		3室	機械浴、特殊浴槽、一般浴、露天風呂
便所		各階	ナースコール設置
健康相談室(医務室)		1室	消毒器、診察台、常備薬、医薬品、材料
食堂		3室	1F:ヘルパーステーション前 2・3F106.75㎡
リハビリルーム		1F	1室 シットアップベンチ・エアロバイク・トレッドミル・シェイプアップローラー等
廊下幅			片廊下幅:2.3㎡(基準:1.8㎡以上)

*上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更:ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族と協議のうえ決定するものとします。

【その他の設備】

面談室	1. 2. 3F 各1室	職員と利用者の相談等使用
家族室	1F 1室	利用者家族控え室
図書室	1F 1室	職員・実習生等使用
喫茶室(ティールーム)	1F 1室	外来者使用
霊安室	1F 1室	遺体安置

3. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています
 [主な職員の配置状況]* 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	恵愛荘配置基準	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名	1名
2. 介護職員又は看護職員	35名以上	35名
3. 生活相談員	(内兼務2名)2名	1名
4. 看護職員	(内看護師2名)3名以上	3名
5. 機能訓練指導員	(非常勤1名)1名	1名
6. 介護支援専門員	(内兼務2名)2名	1名
7. 医師	(非常勤)1名	必要数
8. 栄養士	(内管理栄養士1名)2名	1名

*常勤換算:職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数 週37.5時間で除した数です

[主な職種の勤務体制]

職種	勤務体制
1. 嘱託医	月・木曜日 13:30~15:30
2. 介護職員	早番: 7:45 ~ 16:15 日勤: 8:30 ~ 17:00 遅番: 10:00 ~ 18:30 夜勤: 16:00 ~ 翌朝 9:00
3. 生活相談員	日勤: 8:30 ~ 17:00
4. 介護支援専門員	日勤: 8:30 ~ 17:00
5. 栄養士	日勤: 8:30 ~ 17:00
6. 看護職員	日勤: 8:30 ~ 17:00 遅番: 9:00 ~ 17:30

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- | |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス(契約書第2条参照)

以下のサービスについては、居住費・食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①居室の提供

- ②食事 ※一食ごとに分けて設定させていただきます。
- ・当事業所では管理栄養士(栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
 - ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

〔食事時間〕

朝食 7:45～ 330円 昼食 12:00～ 660円 夕食 17:30～ 455円
(おやつ込み)

③入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行ないます。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・日常生活やレクリエーション、行事の実施等を通じ、必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行います。 毎週柔道整復師が来荘しております。

⑥送迎サービス

- ・ご契約者の希望によりご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施区域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈 サービス利用料金(1日あたり) 〉

契約書第6条参照

下記の料金表によってご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。

サービス利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。

地域区分7級地(10.17)

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
(従来型個室)	6,559円	7,271円	8,003円	8,705円	9,417円
(多床室)	6,559円	7,271円	8,003円	8,705円	9,417円
2. うち 介護保険から給付される額					
(従来型個室)	5,903円	6,543円	7,202円	7,834円	8,475円
(多床室)	5,903円	6,543円	7,202円	7,834円	8,475円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)*					
(従来型個室)	656円	728円	801円	871円	942円
(多床室)	656円	728円	801円	871円	942円
4. 居室に係る標準負担額	1,231円(従来型個室)		915円(多床室)		
5. 食事に係る標準負担額	*令和3年8月施行 1,445円				
6. サービス利用に係る自己負担額 3+4+5					
(従来型個室)	3,332円	3,404円	3,477円	3,547円	3,618円
(多床室)	3,016円	3,088円	3,161円	3,231円	3,302円

※介護給付の利用者負担割合(原則1割、一定以上所得者は2割、3割)

上記金額の他に次のような加算があります

- | | | | |
|--------------------------------------|---------|----------------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> サービス提供体制加算Ⅲ | 6円/日 | <input type="checkbox"/> 療養食加算 | 8円/回 |
| <input type="checkbox"/> 送迎加算 | 184円/片道 | <input type="checkbox"/> 看護体制加算1 | 4円/日 |
| <input type="checkbox"/> 処遇改善加算(Ⅱ) | 総単位数の6% | | |

☆短期入所の利用限度日数を超える場合はサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額を受けている場合には認定証に記載している負担限度額都します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) (1)以外のサービス 契約書第3条 参照

①特別な食事

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容サービス

[理美容サービス]

理美容師の出張により理髪サービス(調髪、顔剃)をご利用いただけます。

	(カット)	2,200円
	(カット・顔剃)	2,500円
利用料金	(カラー)	3,300円
	(カット・カラー)	5,500円

※なお、施設外でご利用希望の方は、入所時にお申し付け下さい。

※理美容室のみご利用になりたい方は別途料金がかかりますので事務所にご相談下さい。(室料：500円)

③レクリエーション

ご契約者の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。

利用料金：施設にて負担いたします。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑤電気代

居室に個人でテレビ等の設置をする方

1日 50円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

* 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用

* 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用

◎オムツ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

(3) 利用料金のお支払方法 (契約書第6条参照)

* 利用料金

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了時の翌月請求となりますので、ご利用期間分の合計金額を請求月の末日までにお支払下さい。

*** お支払い方法**

- 窓口支払 → 当事業所の窓口にて現金又はカードでお支払い下さい
- 指定口座への振込 → 毎月利用料請求書に記入してある口座へお振込み下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第8条参照)

- 利用予定期間の前にご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金10%(自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について(契約書第22条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受付ます

- 苦情受付窓口(担当者)
[職名] 生活相談員
- 受付時間
毎週 月曜日 ~ 金曜日 8:30 ~ 17:00

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しております。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

第三者委員 弁護士 市川 奨 評議員 井上 徹男	TEL	0297-44-5481
	TEL	0297-44-3471
茨城県国保連合会 苦情・相談窓口	所在地	茨城県水戸市笠原町978番26
	TEL	029-301-1565
	FAX	029-301-1579
茨城県社会福祉協議会	所在地	茨城県水戸市千波町1918
	TEL	029-241-1133
	FAX	029-241-1434
坂東市役所 保健福祉部介護福祉課	所在地	茨城県坂東市岩井4365番地
	TEL	0297-35-2121、0280-88-0111
	TEL	0297-21-2210
常総市役所 保健福祉部高齢福祉課	所在地	茨城県常総市水海道諏訪町3222-3
	TEL	0297-23-2111
	FAX	0297-20-1900

境町役場 福祉部介護福祉課	所在地 TEL	茨城県猿島郡境町391番地1 0280-81-1323
八千代町役場 長寿支援課介護保険係	所在地 TEL	茨城県結城郡八千代町大字菅谷1170 0296-48-1111
古河市役所 健康福祉部介護保険課	所在地 TEL FAX	茨城県古河市駒羽根11501 0280-92-4921 0280-92-5594

6. 第三者による評価の実施状況

なし

7. 非常災害時の対策

当施設は消防法の規定に基づき、火災報知器、屋内消火栓、スプリンクラー・119番自動通報装置等が設置されている他、避難口、滑り台等が確保されています。また、防災委員会を組織し防災訓練計画をたて、消防・防災訓練、避難誘導訓練を実施しています。ご利用者の皆様にも参加をお願いしておりますので、ご協力をお願い致します。

また、計画の概要を施設に掲示するとともに、地域との連携に努めます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、すみやかにご家族・市町村及び関係諸機関等への連絡など必要な措置を行うとともに、ご契約者の生命の安全の確保を最優先にした対応を講じます。

また、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し再発防止策を講じます。

損害賠償について(契約書第5章参照)

事業所は、万一の事故の発生に備え賠償責任保険に加入しています。

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

9. 感染症対策

感染症対策委員会を3ヶ月に1回以上あるいは必要時に開催します。

感染対策委員会では、感染症に対する予防対策を討議・検討し、感染源の隔絶除去及び感染経路の隔絶、除去及び感染経路の遮断に取り組み、安全な生活環境の構築に努めます。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項説明を行いました。

指定短期入所生活介護

恵愛荘
説明者職種

生活相談員
張替 裕生 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意いたしました。

契約者住所
氏名

印

代理人(家族等)住所
氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号(平成11年 3月31日)第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

【重要事項説明書付属文書】

1. 施設の概要

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造 3階建
(平成16年2月19日竣工式) |
| (2) 建物の延べ床面積 | 5597.30㎡ |

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員

ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員

ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜 生活支援を行います。

看護職員

主にご契約者の健康管理や療養上の世話をいたします。日常生活上の介護、介助等もいたします。

介護支援
専門員

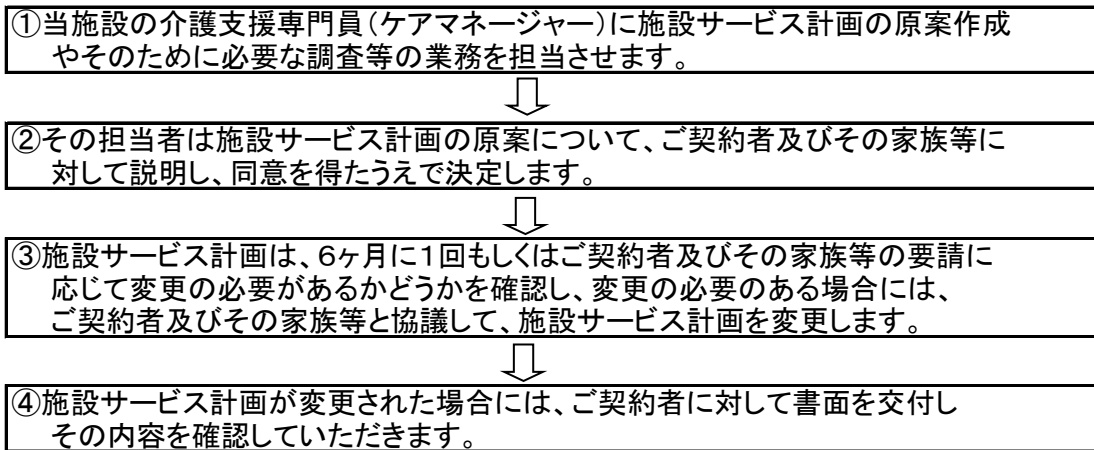
ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。

嘱託医

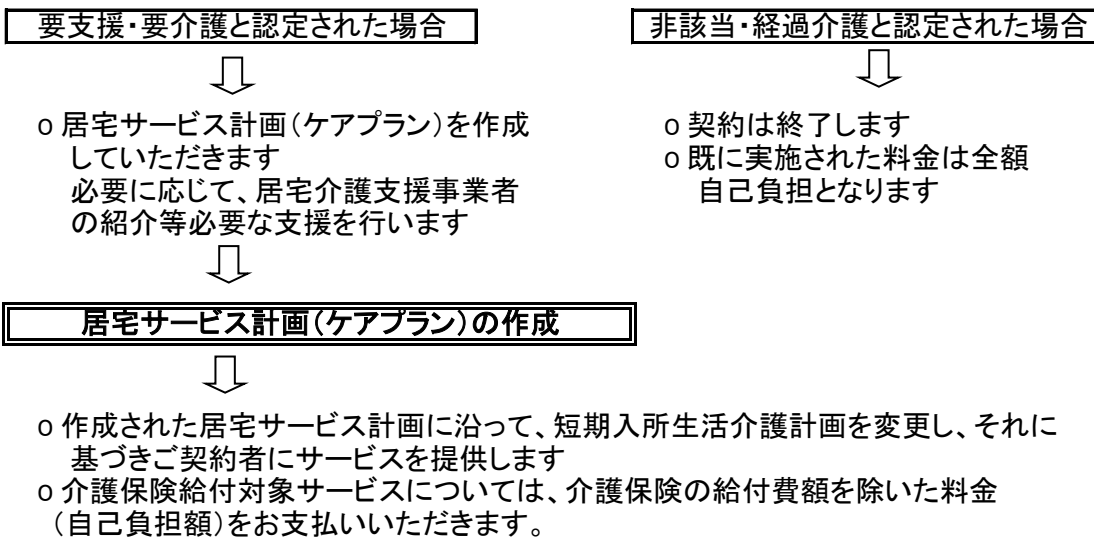
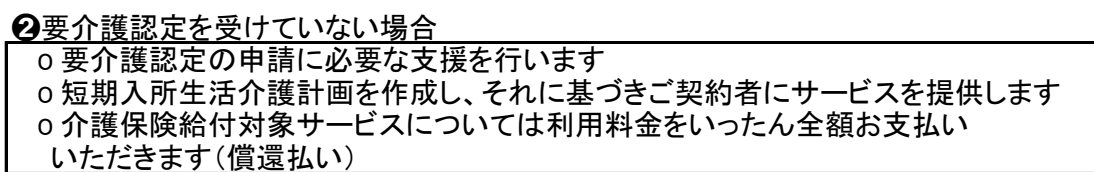
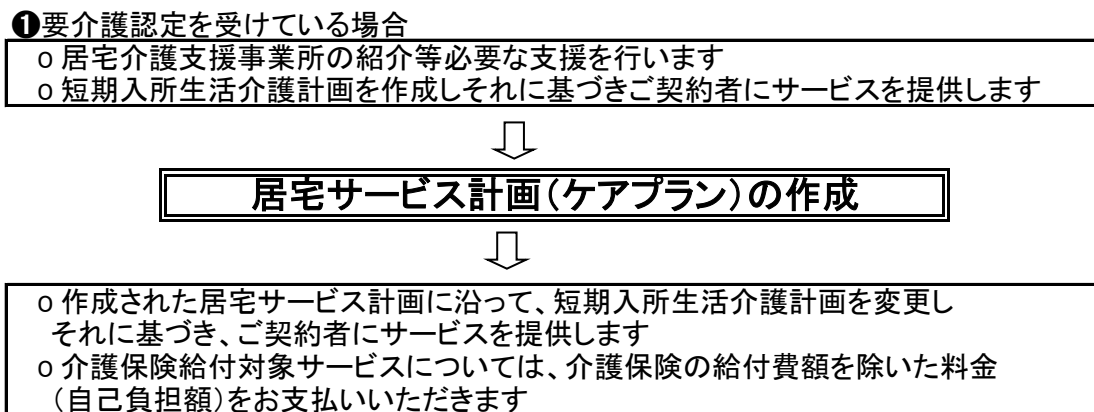
ご契約者に対して、健康管理及び療養上の指導を行います。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1)ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については入所後作成する「施設サービス計画(以下 ケアプラン)」に定めます
ケアプランの作成及びその変更は次の通り行います。(契約書第2条参照)



(2)ご契約者に係る「居宅サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。



4. サービス提供における事業者の義務

(契約書第8条・第9条参照)

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の終了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た、ご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当施設のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

- (1) 持込の制限
サービス利用にあたり以下のものは原則として持ち込むことができません。
○ 酒、煙草(購入所持について施設で管理させていただきます。)
○ 油、マッチ、ライター等の可燃物
○ 包丁、ナイフ、カッターその他刃物に類する危険なもの
○ 医師に指示された以外の薬品
- (2) 施設・設備の使用上の注意(契約書第12条参照)
○ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
○ 故意に又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合にはご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
○ ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
○ 当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- (3) 喫煙
○ 施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。
- (4) 面会
面会時間 午前10:00～午後5:00
○ 来荘者は、必ず事前に面会の予約と面会簿を記入して下さい。
○ 来荘される場合、食べ物等を持ち込む際には、職員にお声を掛けて下さい。
- (5) サービス利用中の医療の提供について
医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察入院治療を義務づけるものでもありません。

協力医療機関

医療機関の名称	ホスピタル坂東
所在地	茨城県坂東市沓掛411
診療科	内科、外科、こころの診療科、皮膚科、歯科等

6. サービス利用をやめる場合

(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第16条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が非該当と判定された場合
- ③事業所が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能となった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約または契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい)
- ⑦事業所から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい)

(1)ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第17条 第18条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。

その場合には契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事業が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの契約解除の申し出(契約書第19条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者によるサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ③ご契約者が故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等傷つけまたは著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3)契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し必要な援助を行うよう努めます。

